

木津川市ボランティア基金運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「木津川市ボランティア基金設置要綱」第4条第3項の規定に基づき、木津川市ボランティア基金（以下、「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の運用・助成)

第2条 基金の運用益を活用し、市内における福祉活動にかかわるボランティア活動の振興を図ることを目的として、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の行うボランティア活動振興事業に充てるとともに、ボランティアグループ等の活動に対し、設置要綱第5条の各種事業を対象として必要な資金の助成を行う。

(助成申請者の資格)

第3条 申請者は次のとおりとする。

- (1) 市社協に登録しているボランティアグループ
- (2) その他、市社協会長が助成を行うにふさわしいと認めたグループ及び団体等

(助成額)

第4条 基金による助成額は、原則として基金より生ずる果実の範囲内とする。

(助成の申請)

第5条 基金による助成の交付を受けようとするものは、別に定める申請書により市社協会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 前条による申請書の提出があった場合、市社協会長は、毎年度予算の範囲内で木津川市ボランティア基金管理運営委員会（以下、「管理運営委員会」という。）の議を経て、助成額を決定する。

- 2 助成額が決定したときは、別に定めた決定通知書を申請者に交付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、市社協会長から申請者に交付する。

(事務費)

第8条 基金に関する処理事務に要する経費については、基金より生ずる運用益の10%の範囲内の額を充てることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、基金の運営に必要な事項は、市社協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。